

第2章 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

第1節 安心して妊娠・出産できるように

1. 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を確保する

1) 妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減

2008（平成20）年度第2次補正予算において、妊婦健診を必要な回数（14回程度）受けられるよう、支援の拡充を図っており、2011（平成23）年度についても、公費助成を継続することとした。さらに、2011年4月以降の出産育児一時金制度については、引き続き、支給額を原則42万円とするとともに、出産育児一時金等を医療保険者から医療機関等に直接支給する直接支払制度については、医療機関等への支払いの早期化などの改善を図ることとしている。

2) 周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保

(1) 周産期医療体制の充実

リスクの高い妊産婦や新生児などに医療が適切に提供されるよう、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを整備し、地域の分娩施設等との連携を確保する等により、周産期医療体制の充実を図っている。

(2) 周産期救急搬送受入体制の確保

総合周産期母子医療センターの機能として、自施設又は他施設の関係診療科と連携して産科合併症以外の合併症を有する母体に対応することを位置付けるとともに、新生児集中治療室（NICU）について、2014（平成26）年度までに出生1万人当たり25～30床を目標に更なる整備を進めることとしている。

3) 産科医療補償制度

2009(平成21)年1月から、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその保護者の経済的負担を補償するとともに、事故原因を分析し、事故防止に資する情報の提供等により、紛争防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図る「産科医療補償制度」の運用を開始している。

4) マタニティマークの普及啓発

マタニティマークの普及啓発を推進するため、ホームページなど様々な機会を通して広く周知するとともに、交通機関、職場や飲食店などに取組への協力の依頼を行っている。

5) 相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等）

妊娠や出産、人工妊娠中絶等の悩みを抱える方に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、「女性健康支援センター」等において、相談援助を行っている。

2. 不妊治療への支援に取り組む

1) 不妊専門相談センター

地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、①不妊に関する医学的な相談や、②不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。

2) 不妊治療に係る経済的負担の軽減等

経済的な負担が大きい体外受精及び顕微授精について、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。

第2節 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

1. 待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上等を図る

1) 保育所待機児童の解消

保育所待機児童数については3年連続で増加し、2010（平成22）年4月時点で2万6,275人（対前年比891人増）となっている。

2008（平成20）年度第2次補正予算において都道府県に創設した「安心こども基金」を、2010（平成22）年度補正予算において積み増しするとともに、2010年度末までとしていた事業実施期限を2011年度末まで延長し、保育所の整備や認定こども園への支援などを、集中重点的に進めている。

さらに、喫緊の課題である待機児童解消のため、内閣総理大臣指示により、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）を主査として「待機児童ゼロ特命チーム」を設置し、2010年11月29日に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめた。

加えて、都市再生機構賃貸住宅では、地方公共団体と連携しつつ、団地再生事業等により生じた整備敷地や既存の空き店舗等の活用による、保育所の設置に努めている。

2) 多様な保育サービスの提供

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、夜間保育、病児・病後児保育事業等について引き続き推進を図るとともに、地域の保育資源として認可外保育施設が認可保育所に移行するために必要な補助を行っている。

3) 家庭的保育（保育ママ）の普及促進

家庭的保育事業（保育ママ。保育所等と連携しながら、保育者の居宅等において少人数の就学前児童を保育する）を実施する市区町村に対し、経費の補助を行っている。また、複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する「グループ型小規模保育事業」を進めていくこととしている。

4) 幼児教育と保育の質の向上

2010（平成22）年には、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」において、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について検討を行い、同年11月に報告書が取りまとめられた。

保育所については、子どもの視点に立ったサービスの向上を目指し第三者評価事業を推進しており、保育所保育指針においても保育所及び保育士の自己評価について、努力義務を新たに定め、2009（平成21）年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を作成した。

5) 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築

幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための制度・給付・財源の包括的・一元的な制度（以下「子ども・子育て新システム」という。）の構築を進めるため、2010（平成22）年1月に関係閣僚で構成する「子ども・子育て新システム検討会議」を立ち上げた。同会議の下で作業グループを開催し、関係者からのヒアリング等を行い、同年6月に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を同会議において取りまとめ、少子化社会対策会議に報告、決定された。

その後、より具体的な制度の検討を進めるため、同会議の下で有識者等の参画を得て3つのワーキングチームを開催し、関連法案の早期提出を目指し、議論を進めている。

2. 放課後対策に取り組む

1) 「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の推進

文部科学省と厚生労働省が連携・協力して、地域社会の中で、放課後や夏休みなどの長期休暇時に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、総合的な放課後児童対策として、「放課後子どもプラン」を実施している。

2) 放課後児童クラブの充実

対象児童(小学校1～3年生)のうち、放課後児童クラブを利用する人の割合については、潜在需要を合わせると、2017（平成29）年度には40%に達すると見込まれており、2014（平成26）年度までに32%のサービス提供割合を目指すこととしている。

また、放課後児童クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図るため、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、放課後児童クラブの質の向上を図ることとしている。

第3節 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

1. 小児医療体制を確保する

1) 小児医療の充実

小児救急医療については、初期救急では、小児初期救急センター運営事業（2009（平成21）年度～）を、入院を要する救急（二次救急）では、二次医療圏単位で当番制等により小児救急対応が可能な病院を確保する小児救急医療支援事業や、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者

を受け入れる病院を確保する小児救急医療拠点病院事業を実施し、充実を図っている。

2) 小児慢性特定疾患治療研究事業等

小児慢性疾患のうち、小児がん等特定の疾患については、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることからその治療の確立と普及を図り、あわせて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担分の一部を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。

2. 子どもの健康と安全を守る

1) 予防接種

2009（平成21）年4月の新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生とその対策を契機として、予防接種制度全般の見直しに関する国民の気運が高まり、それを受け同年12月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会を新たに設置した。現在、予防接種部会においては、同部会が2010（平成22）年2月に取りまとめた「第一次提言」を踏まえ、予防接種法の対象となる疾病・ワクチン（ヒブ、肺炎球菌、子宮頸がんなど）の在り方、接種費用の負担の在り方、予防接種に関する評価・検討組織の在り方などについて、議論を行っているところである。

2) こころの健康づくり

2008（平成20）年度から、経験豊かな退職した養護教諭を養護教諭未配置校等に派遣し、教職員に対する研修等を行い、児童・生徒が抱える現代的な健康問題に対処できる環境を整備するスクールヘルスリーダー事業を実施している。

また、児童思春期におけるこころの健康づくり対策として、児童思春期におけるこころのケアの専門家の養成研修を行い、精神保健福祉センター、児童相談所等で児童思春期の専門相談を実施している。

3) 性に関する科学的な知識の普及と発達段階に応じた適切な教育

生涯を通じた女性の健康支援事業では、保健所、市町村保健センター等において、妊娠、避妊や性感染症を含めた女性の心身の健康に関する相談指導のほか、女性のライフステージに応じた健康教育等を実施しており、学習指導要領においては、学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取れることを目的として実施されており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。

また、学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、効果的な指導方法について実践研究等を実施するとともに、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会を行ったところである。

4) 「食育」の普及促進

2005（平成17）年に成立した食育基本法に基づき、2011（平成23）年3月に、2011年度から2015（平成27）年度の5年間を期間とする新たな食育推進基本計画が決定された。

(1) 国民運動としての食育の推進

食育推進基本計画においては、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」として定めている。

(2) 家庭における食育の推進

乳幼児のいる家庭への食育を推進するため、2007（平成19）年3月に取りまとめた「授乳・離乳の支援ガイド」について普及啓発を図っている。

また、2010（平成22）年3月、子育て中の保護者を主たる対象とする「親子のための食育読本」を作成し、公表した。

(3) 学校等における食育の推進

2009（平成21）年4月には、改正学校給食法を施行し、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する指導を行うことなどを規定した。

児童福祉施設における具体的な食事計画の作成や評価など栄養管理の手法について、専門家による検討を行い、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」を取りまとめた。

保育所における食育の推進については、2009年4月に施行された新たな保育所保育指針に位置付けられている。

(4) 地域における食生活の改善等のための取組の推進

心身ともに健康で豊かな食生活の実現に向け、2000（平成12）年に策定された「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるため、「何を」「どれだけ」食べたらよいかをわかりやすく示した「食事バランスガイド」について普及・啓発を行っている。

5) 子どもの事故防止

(1) 子どもの事故予防のための取組

「子ども安全メールfrom消費者庁」の配信など、子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、地方自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開している。

(2) 遊び場の安全対策の推進

社会資本整備総合交付金等により、都市公園の遊び場の安全・安心対策となる施設整備に対する支援を実施している。

(3) 建築物等の安全対策の推進

多数の者が利用する特定の特殊建築物等について、建築物等の所有者等による維持保全計画の作成、定期報告制度等を通じ、適切な維持保全及び必要な改修を促進している。

また、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会及び同審議会昇降機等事故調査部会において、建築物等に係る事故情報について継続的に分析・検討を行い、建築物等の事故防止を図っている。

6) 犯罪等の被害の防止

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

子どもを対象とする犯罪の取締りや通学時間帯における通学路等のパトロール活動を強化するとともに、防犯ボランティアによるパトロール活動や「子ども110番の家」の活動に対する支援を推進している。

また、2010（平成22）年度においては、より実効性のある地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進するため、先導的な取組を集めた実践事例集「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集」を作成した。

(2) 「安全・安心まちづくり」の推進

「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」（2003（平成15）年7月）の着実な実施を図ることなどにより、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公共施設等の整備・管理の普及を促進し、住宅についても犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい「安全・安心まちづくり」を推進している。また、子どもに対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、地下道、空き家等における危険箇所の把握・改善に努めている。

7) 子どもの健康に影響を与える環境要因の解明

環境中の化学物質等が子どもの健康に与える影響を解明するため、2010（平成22）年度より、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を行っている。

第4節 ひとり親家庭の子どもが困らないように

1. ひとり親家庭への支援を推進する

1) 子育て・生活支援

ひとり親が疾病や技能習得のための通学等により、一時的に介護、保育や日常生活に支障が生じた場合に家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣等を行う母子家庭等日常生活支援事業等を実施している。

2) 就業支援

母子家庭の母等の経済的な自立を図るための就業支援として、就業相談・就業情報の提供、看護師等の資格取得のために養成機関に修学する間の生活費の負担の軽減、個々の実情に応じた自立支援プログラムの策定等を行っている。

また、2011（平成23）年度までの特別対策として、安心子ども基金を活用し、高等技能訓練促進費の支給期間の延長や在宅就業の環境整備への支援を実施している。

3) 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給のほか、母子寡婦福祉貸付金の貸付を行っている。

2010（平成22）年8月からは、児童扶養手当が支給されていない父子家庭の生活状況等に鑑

み、児童扶養手当の支給対象を父子家庭にも拡大した（同年12月から支給開始）。また、生活保護の母子加算を引き続き支給する。

4) 養育費の確保

地方自治体が設置する母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供を行うこととするとともに、国においては養育費相談支援センターを設置し、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた困難事例等への対応などを実施している。

第5節 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

1. 障害のある子どもへの支援に取り組む

1) 障がい者制度改革推進本部における取組

内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」の下に設けられた、障害のある方々を中心とする「障がい者制度改革推進会議」において、「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者制度改革のための検討が進められた。

同会議において、2010年12月に取りまとめられた「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を踏まえ、政府は、障害者基本法について、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮することや、障害のある子どもが身近な場所で療育等の支援を受けられるようにすること等を盛り込んだ「障害者基本法の一部を改正する法律案」を2011（平成23）年3月に「障がい者制度改革推進本部」において決定した。

2) ライフステージに応じた一貫した支援の強化

障害のある子どもに対しては、健康診査等によりできるだけ早期に障害を発見するとともに、児童福祉法に基づき、障害のある子どもに対し、治療や専門的療育を実施する児童福祉施設の整備及び機能強化を図り、療育体制を整備している。

3) 障害のある子どもの保育

障害のある子どもの訓練や居場所の確保のため、日常生活における体の動作の訓練等を行う児童デイサービスや、障害のある子どもを一時的に預かって見守る日中一時支援事業等を実施している。

保育所において、障害のある子どもを受け入れるにあたり、バリアフリーのための改修等を行う事業などを実施している。

幼稚園においても、特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制を整備する事業を実施するとともに、公立幼稚園において地方財政措置による特別支援教育支援員の配置を進めるなど、障害のある子どもの受入れ体制の整備促進を図っている。

4) 発達障害のある子どもへの支援の充実

2005（平成17）年4月に施行された発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の各ライフステー

ジに対応する一貫した支援の推進に向け、発達障害者の子育て経験のある親が相談や助言等を行うペアレントメンター活動の推進や、効果的な支援につなげていくためのアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等により、地域支援体制の充実を図っている。

5) 特別支援教育の推進

2009（平成21）年3月に、子どもの障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実するため、特別支援学校の学習指導要領等の改訂を行った。また、2008（平成20）年及び2009年3月に改訂した小・中学校等の学習指導要領等においても、障害の状態等に応じた指導内容・方法の工夫など、特別支援教育に関する記述を充実した。

さらに、インクルーシブ教育システムの構築という障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について検討を行うため、中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において審議が行われ、2010（平成22）年12月には同特別委員会の論点整理が取りまとめられた。

2. 児童虐待を防止するとともに、社会的養護を充実する

1) 児童虐待防止に向けた普及啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

2004（平成16）年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、民間団体が中心となって実施している「オレンジリボン・キャンペーン」など、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。

2) 児童虐待の早期発見・早期対応

(1) 児童虐待防止対策の取組状況

児童虐待の防止に向け、①虐待の「発生予防」、②虐待の「早期発見・早期対応」、③虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実を図る取組を進めている。

(2) 児童虐待の対応技術の向上

学校における児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図るため、教員等向けの研修モデル・プログラムの検討を行い、虐待を受けた子どもへの支援等について教職員の対応スキルの向上を図るよう、研修教材を作成し、2009（平成21）年1月に配布した。

3) 家庭的養護の推進

2009（平成21）年に改正された児童福祉法等において、「養育里親」を、養子縁組を前提とした里親と区別するとともに、里親手当の引き上げ、里親に対する相談支援等の「里親支援機関事業」の実施など、里親制度の拡充を推進している。また、「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」が、里親委託、施設入所に加わる新たな社会的養護の受け皿として位置づけられており、その普及を推進している。

4) 年長児の自立支援策の拡充

2009（平成21）年改正の児童福祉法等において、社会的養護下で育った子どもの自立への支援を行うため児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施を都道府県に義務付け、費用を負担

金で支弁することとした。また、2008（平成20）年度より、児童福祉や就業支援に精通したスタッフ等を配置し、相談支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した人同士が集まり、意見交換等を行える場を提供する「地域生活・自立支援事業」をモデル事業として開始し、2010（平成22）年度から「施設退所児童等アフターケア事業」として実施している。

5) 社会的養護に関する施設機能の充実

現在、児童福祉施設においては、児童養護施設等を対象とした小規模グループケアの実施並びに児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めている。また、社会的養護の在り方については、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で検討を進めるとともに、2011（平成23）年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、社会的養護の課題について、短期的に解決すべき課題や中長期的に取り組む将来像を含め、集中的に検討している。

6) 施設内虐待の防止

2009（平成21）年の改正児童福祉法では、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備した。

3. 定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちへの支援を推進する

1) 定住外国人の子どもに対する就学支援

外国人については、保護者が希望する場合には、その子どもを公立の小中学校等に無償で就学させることができ、その就学支援のための諸施策を行っている。

また不就学等となっている定住外国人の子どもに対して、日本語指導等を行う教室を設け、主に公立学校への円滑な転入を出来るようにする事業を実施している。

2) 自死遺児への支援

自死遺児支援については、2006（平成18）年10月に施行された自殺対策基本法を踏まえ、自殺又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うため、遺族のための自助グループ等の地域における活動を支援するなど、地方公共団体との連携の下、自死遺族支援施策の中で関連施策の推進に取り組んでいる。

4. 子どもの貧困率への取組を行う

1) 子どもの貧困率について

わが国の2007（平成19）年調査によれば、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は、12.2%であり、そのうち、大人が1人いる世帯の相対的貧困率は54.3%、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は10.2%となっており、ひとり親家庭等において、特に経済的に困窮しているという実態がうかがえる。

このため、ひとり親家庭に対する支援として、経済的な自立を可能とする就業支援策などの充実・強化を進めているほか、ひとり親家庭の経済的支援の拡充を図るため、2010（平成22）年8月から、児童扶養手当の支給対象を父子家庭にも拡大した（同年12月から支給開始）。また、生活保護の母子加算を引き続き支給する。